

1-2 大阪高等裁判所 平成一三年一月三一日判決

平成一一年(第)第三七三九号 損害賠償請求控訴事件 (原審・大阪地方裁判所平成九年(第)第一三四一三号)

(口頭弁論終結の日 平成一二年八月二十四日)

判決

大阪府

控訴人

X

右訴訟代理人弁護士

山崎敏彦

東京都中央区日本橋一丁目九番一号

被控訴人

野村證券株式会社

右代表者代表取締役

氏家純一

右訴訟代理人弁護士

辰野久夫

右訴訟復代理人弁護士

木下慎也

主

文

慎也

一 原判決を次のとおり変更する。

1 被控訴人は、控訴人に對し、金三一万〇五三二円及びこれに対する平成七年六月三〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 控訴人の主位的請求のうちその余の部分を棄却する。

3 控訴人の予備的請求のうち、テンプルトンエマージングアジア及びターキッシュファンドを除く商品の取引に係る部分を棄却する。

二 訴訟費用は、第一、二審を通じてこれを一〇分し、そ

の九を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

三 この判決は、控訴人勝訴の部分に限り、仮に執行することができる。

## 第一 当事者の求める裁判

### 事実及び理由

#### 一 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (一) (主位的請求)

被控訴人は、控訴人に対し、金一〇七六万二一九三円及びこれに対する平成七年六月三〇日から支払済み

まで年五分の割合による金員を支払え。

#### (二) (予備的請求)

被控訴人は、控訴人に対し、金九七九万二一九三円及びこれに対する平成七年六月三〇日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

#### 4 仮執行の宣言

#### 二 控訴の趣旨に対する答弁

本件控訴を棄却する。

#### 第二 事案の概要

事案の概要是、次のとおり付加・補正するほか、原判決

「事実及び理由」の「第二　事案の概要」記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決八頁二行目「予備的には、」の次に「債務不履行による損害賠償請求権として、右弁護士費用を除き」を加える。

2 同頁一一行目「形」を「態度」に改める。

3 同九頁五行目「取引の」を「取引に」に改める。

### 第三　争点に対する判断

争点に対する判断は、次のとおり付加・補正するほか、原判決「事実及び理由」の「第三　争点に対する判断」の一ないし三記載のとおりであるから、これを引用する。

1 原判決一〇頁八行目から九行目にかけて「乙五」から「二二」までを「乙三、五ないし七、一一、一四ないし四九」に改める。

2 同一二頁一行目から二行目にかけて「証券を」を「株式を」に改める。

3 同頁五行目「いなかつた。」の次に「なお、控訴人は、昭和六二年五月三〇日に被控訴人の元に外国証券取引口座を設定し、ドル建ての外国証券であるローゼンバーググローバル（投資信託）を有していた。」を加える。

4 同頁八行目「の購入を勧め」を「につき、同会社が前年より生分解プラスチックを開発し、これを事業化する

ことから人気が出ており、株価の値動きについても市況の状況から反転が期待できる等と説明してその株式の購入を勧め」に改める。

5 同頁九行目「取引を勧め、」の次に「その際、川崎は当該会社の状況や株価の値動き等勧誘する事情を説明し、「」を加える。

6 同一三頁三行目「あてたが」の次に「（なお、控訴人は、平成四年一一月二七日に右差額から保護預り料を控除した残金七万〇三〇二円を被控訴人の口座から引き出した。）」を加える。

7 同頁一一行目「」「」を「」「」に改める。

8 同一四頁七行目の次に行を改めて、次のとおり加える。

「6 控訴人が外国関係商品の購入等をした経緯は左記のとおりである。

(一) 平成五年夏ころはアジアマーケットの株式市場が活況であったことから、川崎は、同年五月ころ、控訴人方を訪れ、控訴人に野村総合研究所発行の「アジア株式市場ハンドブック」と題する冊子や野村総合研究所シンガポール発行の「マレーシア株式マンスリー」と題する月刊誌を交付して、アジア関連の商品について説明をした。

同年九月下旬になると日経平均株価の上昇の見

通しが厳しい状況となつたことから、川崎は政治的に安定しており、成長性も高いと評価されているマレーシアの株式が有望であると考え、マレーシアの堅実な会社であるアラブマレー・コーポとリーダーユニバーサルの株式の購入を勧めることとし、控訴人に電話をし、アラブマレー・コーポは、組合金融企業であり、リーダーユニバーサルは同国最大の電線メーカーである旨説明した。川崎が控訴人に交付した右資料によれば、アラブマレー・コーポは、その発行済株式が二億一一三〇万株で、急成長が予想されており、リーダーユニバーサル

は、発行済株式が二億五六一〇万株で、同年一二月期の売上高は前年同期の三一パーセント増であり、平成四年九月以後株価は大局的に上昇を続けていた。

川崎が同月二九日に控訴人に再度アラブマレー・コーポの株式の購入を勧誘すると、控訴人は同株式を購入する決断をし、相模鉄道の株式を売却して、その代金を購入資金として、アラブマレー・コーポの株式二万株を四三八万八九四三円で購入した。

翌三〇日、川崎がリーダーユニバーサル株式の

購入を勧誘すると、控訴人はこれを購入することとしたが、折から同株式の価格が値上がりしていったので、その値下がりを待つて購入することとし、同年一〇月四日に一三八八万四〇八七円で二万八〇〇株を購入した。

控訴人は、外国株の取引については、日本株の取引に比べて慎重な面もあり、ある程度値上がりすると、直ちに売却する方針であり、同年一〇月一五日にはリーダーユニバーサルの株式を売却して八九万六一一六円の利益を得、同年一一月五日にアラブマレーコープの株式を売却して二〇六万

○四四三円の利益を得た。

(二) 川崎は、同年一〇月一五日に控訴人方を訪れ、控訴人にパンフレットを示しながらアジアオーピンについて説明した。右パンフレットによれば、アジアオーピンは、アジア諸国（香港、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア等）の株式を主要投資対象とする新規募集の円建ての投資信託であり、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることとされ、野村証券アセット・マネジメント投信が発行・運用し、被控訴人が扱うものである。控訴人は、同月一八日、一五〇〇万円

でアジアオープン一四六九万七二三八口を購入した。なお、控訴人は、平成六年一月二八日にこれを売却し、六六万一九六六円の利益を得た。

(三) 平成五年一一月になると、リーダーユニバーサルの株価は控訴人が以前購入した時（同年一〇月四日）の買値付近まで下がつてきので、川崎が控訴人にその旨説明すると、控訴人は右株価の上昇を期待して、再び右株式を購入することとし、同月八日に六六〇万円で一万三〇〇〇株を購入した。なお、控訴人は同月一〇日に右株式を売却して、一五万一九一〇円の利益を得た。

(四)

川崎は、平成六年三月三日及び四日に控訴人方を訪れ、控訴人にオーロラファンド香港投資のパンフレットを見せながら、基本的には香港のハンセン指数に連動する投資信託であること等その仕組み及びその投資信託の価格は日本経済新聞に掲載されている旨説明した。すると、控訴人は同月八日、右ファンドを五〇〇万円で四八三万九五五三口購入した。控訴人は同年七月七日に右ファンドを売却し、五〇万五五〇七円の損失を生じた。なお、オーロラファンド香港投資は、被控訴人の関連会社である野村投資信託が運用していた。

(五)

アラブマレーコープの株価は、同年四月には控訴人が前回売却した時の単価七・九四マレー・ドルを下回り、単価六・マレー・シアドル台であり、当時アナリストの投資判断として「買い」の意見が出ていたので、川崎は控訴人にその旨説明して右株式の購入を勧めた。すると、控訴人は、同年四月二六日から同年五月九日にかけて三回に分けアラブマレーコープの株式合計五万七〇〇〇株を購入した。右代金は合計一四七八万五七〇五円であった。もつとも、アラブマレーコープの株価は平成六年に入つてから下落傾向であつたが、平成

六年三月の決算では、前年同期より税引で約二・三倍の利益が予想され、平成七年三月期は、平成六年三月期より三一ペー・セントの増益が予想されていた。控訴人は、同年五月二〇日と六月一〇日にアラブマレーコープの株式を売却し、合計八〇万九二九〇円の損失を生じた。

(六)

平成六年年初のころ、為替は一ドル一一〇円台であつたところ、同年五月ころに為替が一ドル一一〇円台中頃になつていたので、川崎は、控訴人に対し、為替差益も狙えるようなドル建ての投資信託で、しかも、当時前年の高値よりも落ち込ん

できていたテンプルトン・エマージング・アジアの購入を勧誘し、これに関する資料として、「目論見書」と題する冊子を送付した。右冊子によれば、テンプルトン・エマージング・アジアはルクセンブルグ大公国の中の法律に基づいて創設されたグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーが運営するオープン・エンド型の共有持分型投資信託であり、日本国内において平成六年三月から一億口を上限として募集され、ファンドの投資目的は、アジア新興諸国又は発展途上国（バングラデイッシュ、ブータン、カンボジア、中国、クック諸島、

フィジー、香港、インド、インドネシア、カザフ、キルギスタン、韓国、フィリピン等）の公認の取引所に上場されている会社の株式や証券等に主に投資することである。

控訴人は、川崎の勧誘により、同年五月一六日にテンプルトン・エマージング・アジアを七三四万八二六三円で六〇〇〇口購入し、同年八月二三日に七〇六万四〇一〇円で売却し、二八万四二五三円の損失が生じた。さらに、控訴人は、同年八月二日に九六万七一二五円で八〇〇口購入した。この時、川崎はこれに関する資料として、「目論見書

訂正事項分」を控訴人に送付した。控訴人は同年一一月二十四日に右八〇〇口を八九万八一〇〇円で売却し、六万九〇二五円の損失が生じた。

(七) ターキッシュユーファンドはトルコに投資する投資信託で、アメリカ合衆国の証券取引所に上場されているところ、平成六年五月ころは、平成五年一二月のころの価格の半値になつており、しかし、その値動きからすると、直近の下げ幅が大きすぎた。そこで、川崎は、その価格が反発して上昇することが期待できると考え、また、ターキッシュユーファンドは当時活況にあつたアジア関連商品の一

つであつたので、平成六年五月一九日に控訴人に電話でその旨説明して、ターキッシュユーファンドの購入を勧めた。すると、控訴人は即答を避けたが、翌日買付けの注文をし、同月二三日に二三二万六四九五円で二八〇〇口を購入した。控訴人は、同年九月一三日に右ファンドを一九九万四七六〇円で売却し、三三万一七三五円の損失が生じた。

(八) ユナイテッドエンジニアズはマレー・シアの中核的建設会社であるところ、「インフラ整備を急いでいたマレー・シアにおいて平成六年四月以降インフラプロジェクトの発表が相次いでいたので、成長

性が高いという材料性があり、また、ユナイテッドエンジニアズの株価は、平成五年の年末に単価一五マレーシアドルの高値を付けた後、単価一〇マレーシアドル前後まで値下がりし、その後上昇し始めていた。そこで、川崎は、控訴人に対し、平成六年六月初、右のような事情を説明して、右株式の購入を勧めたところ、控訴人は、同月六日、四二四万七三二〇円で右株式一万株を購入した。なお、控訴人は、右株式を同年八月二日に売却し、四三万八四四七円の利益を得た。

(九)

オーロラファンド香港投資は平成六年七月に値

が下がり始めたが、同年八月にはアナリストの投資判断も「中立」から「強気」に引き上げられ、これと前後してオーロラファンド香港投資の値も上がり始めた。川崎は、控訴人にこのような状況の変化を伝えたところ、控訴人は、同年八月三日に再度オーロラファンド香港投資を購入し、その後、八月二十四日に買い増しし、すると、期待どおり値が上昇してきたので、控訴人は同年九月六日及び七日、さらに買い増しをした。控訴人は、同年一月一〇日から同年一二月八日までの間にオーロラファンド香港投資を売却し、結局二四〇万

○四六七円の損失を生じた。

(o)

エクランバー・ハッドはマレーシアの建設会社であり、東南アジア最大の水力発電ダムとなるバクンダムの開発、建設、運営を受託しており、シンガポールとほぼ同じ面積の土地を開発する際に伐採する原木も同社の所有となるため、収益に寄与するであろうと注目されており、また、一株を二株に株式分割することも決まっていた。そこで、川崎は、平成六年九月一二日、控訴人に右事情を説明して、その株式の購入を勧誘した。すると、控訴人は翌一三日に一九〇万九三四〇円で二〇〇

株を購入した。もっとも、マレーシア環境省が認可をしなければバクンダムのプロジェクトを遂行することは不可能であり、そのため、アナリストは、右環境省の認可が出るまでは、投資判断を留保しており、また、エクランバー・ハッドの平成六年六月期決算は利益が予想を大きく下回ったが、不動産開発部門はランカウイ島のリゾート開発等を行ったため、平成七年六月期は利益額は回復するものと予想されていた。控訴人は、平成七年一月二六日に右株式を売却し、八五万五〇五一円の損失を生じた。

(二)

平成六年一一月ころ、それまでに控訴人が購入していたアジア関連の商品の値動きは余り芳しくなかつたので、控訴人は川崎に別の商品を紹介するようによ頼した。当時、アナリストの三か月単位の短期予想によれば、オーストラリアの証券市場は、景気の本格拡大を受けた産業株等の業績に対する強気の見方がさらに広がり、新年度に伴う新規資金の流入が見込まれ、また、債券市場にアメリカ合衆国離れの徴候がみられたことから、投資先として「強気」の評価がなされていた。そこで、川崎は、その頃、控訴人に対し、オーストラ

リアのニューサウスウェルズ州の財務公社が発行している債券であるニューサウスウェルズトレーディヤリーコープの購入を勧誘をし、右債券はオーストラリアドル建てで、満期が三年である旨説明した。すると、控訴人は、同月九日に右債券を三九〇万四五三六円で六万口購入した。なお、控訴人は、同月二十四日これを三八七万一九四九円で売却し、三万二五八七円の損失を生じた。

9 同一四頁八行目「6」を「7」に改め、同行目「平成七年」の次に「六月六日、川崎の勧誘によらず、自分の判断でイタリヤードの株式を購入し、同年」を加える。

10 同一五頁四行目「7」を「8」に改める。

11 同頁一〇行目「九月が」を「九月か」に改める。

12 同一六頁三行目「しかし、」の次に「一般に取引の頻度は証券会社の被用者の勧誘によつてだけ定まるものではなく、顧客側の投資方針、資力、経験等、あるいは株式市場の活性の度合等の諸事情もその要因になるから、取引の回数だけを根拠として、或る回数を超えると当然に証券会社の勧誘の違法性を推認しようとまではいえないばかりでなく、」を加える。

13 同頁五行目「二四」を「一六」に改める。

14 同一七頁一行目「ある。」の次に「また、控訴人は、

15 同頁二行目「おいては、」の次に「取引の頻度という観点からみる限り、」を加える。

16 同一八頁九行目「しかなく、」の次に「しかも、その

内容は、川崎が絶対損はさせない旨單に抽象的に述べたというにすぎない。しかし、仮に控訴人の供述とおりであるとすると、川崎は、本件全取引につき、当該商品の特徴や値動きの見通し、株式市況、取引の結果としての具体的な利益の予測等を一切説明せず、控訴人も何ら説明を受けないで取引をしたことになるが、控訴人が本件

全取引につき川崎から具体的な説明を全く受けずに単に損をさせないと抽象的な言葉だけを信頼する程の合理的な理由があつたと認めるに足りる証拠はなく、かえつて、前記のように本件取引はその期間も長期間であり、その回数も少なくなく、しかも、その取引の結果は、利益が生じたこともあつたが、損失が生じたこともあつたことからすれば、控訴人が川崎に各取引に際し、右のような事情の説明を受け、もしくは説明を求めるのが自然であり、また、「」を加える。

17 同頁同行目「これを」を「同人が絶対損はさせないと述べたことを」に改める。

18

同一九頁三行目「平成平成」を「平成」に改める。

19 同頁九行目冒頭から同二〇頁二行目末尾までを次のとおり改める。

「3 次に適合性の原則違背の有無について判断する。

(一) 証券市場は、一般に政治的、経済的及び社会的なさまざまな要因によつて左右されるものであつて、投資家として証券取引を行う者は、自己の責任と判断とにおいてこれを行ふことが原則である。

しかし、一般の投資家は、高度の専門的知識、豊富な経験、大量の情報等を有する証券会社の勧誘や助言等を信頼して証券取引に参入しているの

が現状であることからすれば、投資家の右のよう  
な信頼は十分顧慮すべきである。

そして、証券取引法（平成一〇年法律第一〇七  
号による改正前のもの）五〇条一項一号、六号は、  
証券会社又はその役員もしくは使用人による断定  
的判断の提供、虚偽の表示をし又は重要な事項に  
つき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等を禁  
止し、「旧大蔵省証券局長通達「投資者本位の営業  
姿勢の徹底について」（昭和四九年一二月二日蔵  
証第二二一一号）も、証券会社に対し、投資者に  
対する投資勧誘に際しては、投資者の意向、投資

経験及び資力等に最も適合した投資が行われるよ  
う配慮すること、特に、証券投資に関する知識、  
経験が不十分な投資者及び資力の乏しい投資者に  
対する投資勧誘については、より一層慎重を期す  
ることを要請していくところである（なお、証券  
取引法（平成一〇年法律第一〇七号による改正後  
のもの）四二条一項一ないし四号は、証券会社又  
はその役員もしくは使用人による断定的判断の提  
供を禁止し、同法四三条は、証券会社に対し、有  
価証券の売付け等について、顧客の知識、経験及  
び財産の状況に照らして不適当と認められる勧誘

を行つて投資者の保護に欠けることになり、又は欠けることとなるおそれのないように業務を営まなければならぬ旨定めている。）。

これらの法規は、公法上の規制や準則を定めるものであつて、証券会社と投資家との私法上の関係を規定するものではないけれども、右のような投資家保護の要請とこれを具体化した右各規定の趣旨からすれば、証券会社は、証券取引等を勧誘する場合には、投資家に対し、当該取引の危険性について相応の的確な情報を提供し、投資家が不十分な情報により判断を誤らないように配慮すべ

きであるとともに、投資家の職業・年齢・知識・投資経験・資力等個人的な要因に照らし、明らかに過大な危険を伴うと考えられる取引を積極的に勧誘することを回避すべき信義則上の義務があり、この義務に違反した結果当該投資家が損害を被つた場合には、不法行為が成立し、当該投資家に対し、その損害の全部又は一部を賠償する責任を負うものというべきである。

(二) そこで、本件のうち、先ず外国関係商品以外の取引について検討すると、前記のとおり、控訴人は国内の証券取引につき相当程度の資金、関心、

能力、経験等を有しております、本件取引のうち、外国関係商品以外の取引については、その内容は通常の国内の証券取引であつて、特に危険が大きいものではなく、取引額も過大という程ではなく、また、川崎は右各取引を勧誘するにあたり、当該会社の状況や株価の値動き等を具体的に説明していたのであるから、これら取引においては、川崎は控訴人に不適当な取引を勧誘したということはできず、したがつて、被控訴人に右のような信義則上の義務に違反した行為があつたと認めることはできない。

(三)

次に、外国関係商品について判断する。

- (1) マレーシアの会社であるアラブマレーコープ、リーダーユニバーサル、ユナイテッドエンジニアズ、エクランバー・ハンドの各株式の購入の勧誘について

前記のようにマレーシアは政治的に安定し、成長性も高いと評価されており、右会社はいずれも相当の規模の会社であつて、堅実で発展が見込まれ、川崎が控訴人にこれら株式の購入を勧誘した当时、いざれも株価は不当に高騰しておらず、むしろ低めであつて、今後の上昇が期

待されており、川崎は勧誘にあたり控訴人に資料を交付あるいは示して、右のような具体的な事情を説明し、控訴人は、外国関係商品については、短期間内の値上がり益を得ようとする方針であり、国内取引については、前記のように相当の経験を有しております、また、川崎が担当者となる以前から被控訴人の元に外国証券取引口座を設定してドル建ての外国証券を購入していたことからすると、外国証券に関する知識も有していましたと認められるので、これら事実とアラブマレー・コーポ等の右会社の株式についての取

引額及び回数も考慮すると、たとえ控訴人がマレーシアの政治的状況等や右各会社に関する詳細な情報を入手することが困難であつたとしても、控訴人が右各会社の株式の取引につき、適合性を有していないかったと認めるることはできない。したがつて、川崎が控訴人に対し右各会社の株式の購入を勧誘したこと違法ということはできない。

(2) オーロラファンド香港投資について

オーロラファンド香港投資は、香港における投資信託であるが、川崎は前記のように対訴人

にパンフレットを示してその仕組みを説明し、右投資信託の価格は日本経済新聞に掲載されており、また、香港は我が国と地理的に近いため一般にこれに関する情報の入手もある程度可能であるということができ、しかも、右投資信託は被控訴人の関連会社である野村投資信託が運用していたから、控訴人としては、被控訴人を通じてオーロラファンド香港投資に関する情報を入手することが可能であつたと考えられ、さらに、当時香港の証券市場における投資信託が特に危険であつたと認めるに足りる証拠はない。

そして、控訴人は外国証券に関する知識も有しており、外国関係商品については短期間内の値上がり益を得る方針であつたから、以上のような事実に照らすと、控訴人の年齢、職業、経験を考慮しても、控訴人が右各会社の株式の取引につき、適合性を有していなかつたと認めることはできない。したがつて、川崎が控訴人に対し右各会社の株式の購入を勧誘したことが違法であるということはできない。

(3) テンプルトンエマージングアジアについて

前記のよう前にテンブルトンエマージングアジ

アはルクセンブルグ大公国法によつて設立された会社が運用する投資信託であり、その投資目的は多数のアジア新興諸国及び発展途上国の取引所に上場された会社の株式や証券等である。したがつて、右投資信託の投資対象となる外国会社は極めて不特定であり、しかも、当該各会社の存する各国の政治的、経済的、社会的状況は極めて多様であるから、右投資信託による投資の結果やその価格の変動を的確に予想することは極めて困難であるばかりでなく、その投資の結果は相当に危険を包含するものといわざる

をえない。しかし、川崎は、前記のように右のような事情を控訴人に説明しておらず、証拠（乙三二及び三三）によつても、控訴人に交付した「目論見書」や「目論見書訂正事項分」により、控訴人が購入するテンプルトンエンジニアリングアジアの投資信託による投資対象がいかなる外国のどのような外国会社の株式等であり、当該外国の政治的・経済的・社会的状況が如何なるものであるか等、投資信託の今後の価格を予想しうるような要因は何ら記載されていないことが認められ、そして、川崎がこれら要因と

なる事情につきその情報を的確に入手することができ、これを控訴人に伝えることができたと認めると足りる証拠はない。そこで、控訴人の前記のような経歴、職業、年齢に照らすと、控訴人が右投資信託の価格を決定するような国際的に広く分散する諸要因を自ら調査・判断し、その価格変動を予測することは不可能であることは明らかである。したがつて、これら事実に基づけば、テンプルトンエマージングアジアについて、控訴人は、たとえ短期間内で値上がり益を得ようとする方針であつたとしても、こ

れを購入する適合性を有せず、川崎は、控訴人にその購入を勧誘すべきでなかつたといわなければならぬ。

#### (4) ターキッショーフアンドについて

前記のように、ターキッショーフアンドはトルコに投資する投資信託であり、アメリカ合衆国の証券取引所に上場されているところ、川崎が控訴人にその購入を勧めた理由は、平成六年五月ころにその価格が約五か月前の半額になつており、その値動きからすると、直近の下げ幅が大きすぎるので、その価格が反発して上昇する

ことが期待できると考えたことにある。

しかし、ターキッシュファンドの価格の変動を的確に予測するには、少なくともトルコの政治的・経済的・社会的状況及び投資目的となり得る業種や会社等の業績傾向についての知識が必要であるところ、前認定の事実によれば、川崎は、控訴人に右ファンドの購入を勧めた際、トルコの右のような諸状況等につき特段知識を有していたとは認められないのであって、右勧誘をした理由は、その最近の値動きだけであり、トルコにおける経済的状況等を調査した結果で

はないから、右勧誘の理由は、そもそも十分合理的なものとはいえない。そして、控訴人の前記のような経歴、職業、年齢に照らすと、控訴人が右投資信託の価格を決定するようなトルコにおける諸要因を自ら調査・判断し、その価格変動を予測することは不可能であることは明らかである。したがつて、これら事実に基づけば、ターキッシュファンドについては、控訴人は、たとえ短期間に値上がり益を得ようとする方針であつたとしても、これを購入する適合性を有せず、川崎は、控訴人にその購入を勧誘すべ

きでなかつたといわなければならぬ。

(5) ニューサウスウェルズトレーディヤリーコープ  
について

当時のアナリストの三か月単位の短期予想によれば、オーストラリアの証券市場は、景気の本格拡大を受けた産業株等の業績に対する強気の見方がさらに広がり、新年度に伴う新規資金の流入が見込まれるとともに債券市場にアメリカ合衆国離れの徴候がみられたことから、投資先として「強気」の評価がなされていたのであり、また、ニューサウスウェルズトレーディヤリ

ーコープは同国ニューサウスウェルズ州の財務公社の発行した債券であつたことからすれば、これを購入しても短期間内に価格が大幅に低下する危険はなかつたということができる。そして、控訴人は外国証券に関する知識も有しており、外国関係商品については短期間内の値上がり益を得る方針であり、なお、証券に投資する場合、予想しない事情によりその値下りが生じる危険は避けられないところ、控訴人は、前記のような証券の取引についての経験からすれば、右危険を理解していたといいうるから、こ

れら事実に照らすと、控訴人の年齢、職業等を考慮しても、控訴人が右債券の購入につき適合性を有していなかつたと認めるることはできない。したがつて、川崎が控訴人に対し右債券の購入を勧誘したことが違法であるということはできない。

(6) なお、アジアオーブンについては、右取引により控訴人は損害が受けていないから、その勧誘の適否を判断するまでもなく、被控訴人の不法行為は成立しない。

したがつて、控訴人は、川崎の違法な勧誘により

テンプルトンエマージングアジアとターキッシュファンドの取引を行つた結果、損害を受けたものであり、本件取引計算書（その金額については当事者間に争いがない。）によれば、その損害額は、テンブルトンエマージングアジアの取引によるものが六万九〇二五円、ターキッシュファンドの取引によるものが三三万一七三五円、合計四〇万〇七六〇円である。」

同頁二行目の次に行を改め、次のとおり加える。

#### 「四 過失相殺

前記のようなテンブルトンエマージングアジアと

ター・キッシュファンドの取引に含まれる危険の内容に鑑みると、控訴人は右危険を察知して取引を行うべきでなかつたといいうるから、控訴人には、その損害の発生について過失があるといふべきである。したがつて、その損害額の算定にあたり右過失を斟酌することとし、右過失の内容、程度、川崎の勧誘内容等を斟酌すると、右損害額から三割を減ずるのが相当である。

### 五 弁護士費用

本件事案に鑑み、弁護士費用として三万円が相当である。

六 よつて、被控訴人は、控訴人に対し、川崎の使用者として、民法七一五条に基づき、二八万〇五三二円及び弁護士費用相当額として三万円並びに右合計三一万〇五三二円に対する平成七年六月三〇日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金を支払うべきである。

七 本件全証拠によつても、テンプルトンエマージングアジアとター・キッシュファンド以外の本件各取引において、被控訴人の従業員が控訴人に対し虚偽の説明をして不当に控訴人に各種証券を購入させたことを認めるに足りないから、控訴人の債務不履行に

基づく請求は理由がない。」

#### 第四 結論

よつて、控訴人の本訴主位的請求は右の限度で理由があるから認容し、その余の部分及び主位的請求が認められない部分に關する予備的請求は理由がなく棄却すべきであるから、これと異なる原判決を主文一項のとおり変更する」ととし、訴訟費用の負担について民訴法六七条、六一条、六四条を、仮執行の宣言について同法二五九条をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第一三民事部

裁判長裁判官 大喜多啓光

裁判官 安達嗣雄

裁判官 橋本良成